

19 歳以上 23 歳未満の方（被保険者の配偶者は除く）の被扶養者認定基準額が変更になります。（令和 7 年 10 月 1 日から適用）

厚生労働省の通達に基づき、令和 7 年 10 月 1 日より、健康保険における 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定基準が以下の通り変更しました。

○対象者：被保険者の配偶者を除く、19 歳以上 23 歳未満の方（被保険者の配偶者は除く）※注 1

○収入基準額の変更：以下の表の赤枠内が変更された収入基準額です。

収入の例	判断 単位	60歳未満の方		60歳以上の方
			19歳以上23歳未満の方 (被保険者の配偶者を除く)	および60歳未満の障害厚生 年金の受給要件該当者
失業給付・傷病手当金・出産手当金 等 日額単位で支給されるもの	日額	3,612円未満	4,167円未満	5,000円未満
給与(控除前額・交通費・賞与含む) 各種年金(公的・私的問わず) 仕送り・その他継続性のあるもの	月額	108,334円未満	125,000円未満	150,000円未満
不動産収入・利子・投資 等 (確定申告しないと収入額が把握できないもの)	年額	130万円未満	150万円未満	180万円未満

○適用開始日 ： 令和 7 年 10 月 1 日から

※注 1：19 歳以上 23 歳未満の年齢要件の判定については、所得税法上の取り扱いと同様、その年の 12 月 31 日時点の年齢で判定いたします。（年齢は民法上、誕生日の前日に加算されるため、誕生日が 1 月 1 日の方は 12 月 31 日において年齢が加算されることにご留意ください）

＊健保被扶養者認定基準については[こちら](#)をご覧ください。

ご不明点ございましたら、厚生労働省より公開されている Q&A を以下に掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

関連リンク

- [19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について](#)（厚生労働省）
- [19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定に関する Q & A について](#)（厚生労働省）